

知っていますか？ 電動キックボード

電動式のモーターにより走行する「電動スクーター」や「電動式キックボード」は道路交通法並びに道路運送車両法上「**原動機付自転車**」に該当します。

原動機が電動機であっても、定格出力が0.60キロワット以下が原動機付き自転車とされています。

従って**運転免許が必要**であり、以下のことを守らなくてはなりません。

- 1 前照灯、警音器、方向指示器などを整備して下さい！
- 2 自動車損害賠償責任保険、又は自動車損害賠償責任共済に加入して下さい！
- 3 税金の手続きを取り、ナンバープレートを取り付けて下さい！
- 4 ヘルメット着用等、交通法令を遵守して下さい！

電動キックボードの交通違反や事故が注目されてきています。
ご利用の際は、守るべきことは
しっかり守りましょう！

